

学 則

①法人・団体名称	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団
②研修事業名称	大阪府サービス管理責任者等研修
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府内で確保した会場
⑤研修期間	【基礎研修】全体講義（7 時間程度のオンライン講義）、演習（2 日間）の合計 3 日間 【実践研修】全体講義（4 時間程度のオンライン講義）、演習（2 日間）の合計 3 日間
⑥研修カリキュラム	大阪府サービス管理責任者等研修カリキュラムによる
⑦講師氏名及び担当科目	大阪府サービス管理責任者等研修講師一覧表による
⑧研修修了の設定方法	全科目視聴しレポートを提出すること及び演習事前課題の提出を修了の必須条件とし修了証書を交付します。10 分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合、もしくは、受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容の申込をした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取消し等の措置を行います。ただし、やむを得ない事由による遅刻、早退等があった方については、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱に基づき補講を行います。当研修事業者の研修日程内で実施できない場合（演習等）は、修了状況証明書を交付します。
⑨開講時期	【基礎研修】令和 8 年 1 月 6 日～令和 8 年 2 月 18 日に開催予定 【実践研修】令和 7 年 10 月 24 日～令和 8 年 1 月 9 日に開催予定
⑩受講資格	【基礎研修】 1. サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方。 2. 児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所事業所又は指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方。 【実践研修】 1. サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2 日課程もしくは 5 日課程・7 日課程）修了後、研修開始日前に相談支援業務又は直接支援業務の経験を 6 カ月又は 2 年以上満たしているもの
⑪受講手続き	【基礎研修】必要書類を記入・準備し、当法人ホームページから申込フォームで入力をしてください 【実践研修】必要書類を記入・準備し、当法人ホームページから申込フォームで入力をしてください
⑫受講料（補講料）及び支払い方法	【基礎研修】受講料 26,400 円(非課税) 【実践研修】受講料 35,200 円(非課税) 修了状況証明書の交付を受けた方及び補講を実施する方については、補講料を 1 日毎に 11,000 円(非課税)とします。ただし、演習は全日程一連で 11,000 円(非課税)とします。期日までに指定した口座へ振込みにてお支払いください。
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及び補講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭受講者の個人情報の扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。なお、研修修了者は修了者名簿に登載し、大阪府に提出します。
⑮補講の扱い	第三者の証明に基づくやむを得ない事由により遅刻、早退等があった方について、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱の範囲内で補講を実施します。（紙面での提出を求めます） ・全科目の 1 / 2 相当を上回り受講した方のみ実施します。 ・講義における補講については、原則当研修事業者の指定場所及び指定日とします。 ・演習は全日程一連で行います。当研修事業者の研修日程内で振替ができない場合は、修了状況証明書を交付します。補講は修了状況証明書の交付日から翌年度末までの間に実施される各指定研修事業者（他の研修事業者含む）の研修日程にて受講することができます。 ※ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となります。
⑯科目免除の取り扱い	科目免除は行いません。全科目受講を原則とします。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱苦情相談に関する連絡先	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団研修事務局 〒562-0015 大阪府箕面市稲 6-15-26 北大阪事務所 TEL 072-729-8660 FAX 072-729-8666
⑲研修に関する連絡先	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団研修事務局 〒562-0015 大阪府箕面市稲 6-15-26 北大阪事務所 TEL 072-729-8660 FAX 072-729-8666
⑳その他	本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府から指定を受け、厚生労働省及びこども家庭庁の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。